

金属くずを売る皆様へ

島根県では、「金属くずの取扱いに関する条例」の規定により、金属くずを買い取る事業者は、**売方の**運転免許証等の**身分証明書**を確認する必要があります。

令和8年6月1日に「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」が施行され、事業者が**主として銅からなる金属くず**を買い取る場合には、身分証明書を確認したうえで、新たに、その**身分証明書の写し（コピー）**を作成し、**保管する義務**が追加されました。



運転免許証



マイナンバーカード



在留カード

主として銅からなる金属くずを売る方は、事業者の義務である

○ 身分証明書の提示

○ 身分証明書の写しの作成と保管

に御協力をお願いします。